

## 議案第 5 号

南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する  
条例の一部を改正する条例

南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例  
の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 3 日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

(提案理由)

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の改正に伴い、南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成28年南風原町条例第20号）の一部を改正する必要があるため提案する。

南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例

南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成28年南風原町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「、延長保育事業及び乳児等通園支援事業」を「及び延長保育事業」に改め、同条第2項中「、別表第4及び別表第5」を「及び別表第4」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（乳児等通園支援事業の利用に係る利用者負担金）

第7条の2 町長は、法第7条第11項の規定により町立保育所で行う乳児等通園支援事業については、利用者負担金を徴収する。

2 前項の利用者負担金の額は、別表第5のとおりとする。

第9条中「第7条第1項」の次に「及び第7条の2第1項」を加える。

別表第5中「第7条関係」を「第7条の2関係」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。